第六号様式別表五の二（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　別紙二十　挿入］

第六号様式別表五の二（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　略］

第６号様式別表５の２記載要領

［１～４　略］

５　「単年度損益⑤」の欄の記載に当たっては、次によること。

［削る］

⑴　法第72条の18第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第１項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第６号様式㊽」とあるのは「（第６号様式㊽－別表10⑨）」と、「別表５㉓」とあるのは「（別表５㉓－別表10⑨）」と読み替えて計算した金額を記載すること。

⑵　法第72条の18第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第２項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この記載要領において「震災特例法」という。）第17条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第６号様式㊽」とあるのは「（第６号様式㊽－別表10㉑）」と、「別表５㉓」とあるのは「（別表５㉓－別表10㉑）」と読み替えて計算した金額を記載すること。

⑶　法第72条の18第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第３項（震災特例法第17条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第６号様式㊽」とあるのは「（第６号様式㊽－別表11⑫）」と、「別表５㉓」とあるのは「（別表５㉓－別表11⑫）」と読み替えて計算した金額を記載すること。

第六号様式別表五の二（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　別紙二十九　挿入］

第六号様式別表五の二（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　同上］

第６号様式別表５の２記載要領

［１～４　同左］

５　「単年度損益⑤」の欄の記載に当たっては、次によること。

⑴　法人税法第27条の規定の適用を受ける法人にあっては、同欄を「（別表５㉔－同表⑥）」と読み替えて計算した金額を記載すること。

⑵　法第72条の18第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第１項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第72条の18第１項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令第20条の２の12の規定による読替え後の所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下この記載要領において「令和２年所得税法等改正法」という。）第３条の規定（令和２年所得税法等改正法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「読替え後の令和２年旧法人税法」という。）第59条第１項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第６号様式㊽」とあるのは「（第６号様式㊽－別表10⑨）」と、「別表５㉔」とあるのは「（別表５㉔－別表10⑨）」と読み替えて計算した金額を記載すること。

⑶　法第72条の18第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第２項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この記載要領において「震災特例法」という。）第17条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は読替え後の令和２年旧法人税法第59条第２項（令和２年所得税法等改正法第23条の規定による改正前の震災特例法（以下この記載要領において「令和２年旧震災特例法」という。）第17条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含み、読替え後の令和２年旧法人税法第59条第２項第３号に掲げる場合に該当する場合に限る。）の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第６号様式㊽」とあるのは「（第６号様式㊽－別表10㉑）」と、「別表５㉔」とあるのは「（別表５㉔－別表10㉑）」と読み替えて計算した金額を記載すること。

⑷　法第72条の18第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第３項（震災特例法第17条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は読替え後の令和２年旧法人税法第59条第２項（令和２年旧震災特例法第17条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含み、読替え後の令和２年旧法人税法第59条第２項第３号に掲げる場合に該当する場合を除く。）の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第６号様式㊽」とあるのは「（第６号様式㊽－別表11⑫）」と、「別表５㉔」とあるのは「（別表５㉔－別表11⑫）」と読み替えて計算した金額を記載すること。